

NEWS

## 歩行喫煙に関して- 西日本防災システム

2014 01 23

1月22日横浜市条例で指定された喫煙禁止地区でたばこを吸ったとして、2000円の過料処分を受けた東京都立川市の男性が処分取り消しを求めた訴訟の判決が、横浜地裁でありました。

裁判長は「男性は喫煙禁止地区であることを知らず、過失は認められない」とし、横浜市に処分取り消しを命じたそうです。

同市などによりますと、男性は2012年1月に、喫煙禁止地区に指定された横浜駅近くの路上で喫煙したそうです。男性は「禁止地区であることを認識できる標識が近くになかった」と主張しました。市は「路面表示があり、容易に認識可能だった」と反論していたようです。

判決では、「路面表示は小さく、歩行者が認識することが困難だった」と指摘し、男性に過失はなく処分は違法とする判断を示したそうです。

喫煙禁止区域であっても、なくても、罰金があっても、なくても、路上での歩行喫煙はおやめになったほうが 良いのでは・・・と思いますが いかがですか？



西日本防災システム  
NISHINOH BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

